

午後 8 時以降の外出自粛に伴う公共施設の利用等について

令和 3 年 2 月 5 日
飯 能 市

公共施設の夜間利用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長に伴い、休止期間を延長します。また、イベント等の開催基準については、国・埼玉県基準を準拠することとします。

◆ 対象期間

令和 3 年 3 月 7 日（日）まで

◆ 夜間の利用を休止する施設

施設名	所管課	利用終了時間
市民会館	市民会館	午後 8 時
市民活動センター	地域活動支援課	午後 7 時
地区行政センター	各地区行政センター	午後 8 時
トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園	子育て支援課	午後 5 時
市民体育館	スポーツ課	午後 7 時
阿須運動公園ホッケー場		
美杉台公園多目的グラウンド		
学校体育施設（小・中学校体育館、校庭）		

◆ イベント等の開催基準

収容人数 10,000 人を超える施設でのイベント	参加人数は、5,000 人を上限とする。
収容人数 10,000 人以下の施設でのイベント	参加人数は、収容率 50% を上限とする。

※国通知 … 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和 3 年 2 月 4 日)